

MOKUmoku Report

第1号 2011年(平成23年) 5月25日号

木材・建材・住宅情報満載!

住宅エコポイントが**期限前に終了!!**

●ポイントが発行される工事の対象期間の短縮について

平成23年5月13日(金)より、住宅エコポイントが発行される工事の対象期間を5カ月間短縮し、**平成23年7月31日まで**着工・着手した新築やリフォーム工事を対象とすることとなりました。

新築

変更前 平成21年12月8日～
平成23年12月31日までに新築着工^{※1}したもの



変更後 平成21年12月8日～
平成23年7月31日までに新築着工^{※1}したもの

平成22年1月28日以降に工事が完了したものに限り。

ただし、太陽熱利用システムの設置について申請する場合は建築着工^{※1}平成23年1月1日以降の工事のみ対象です。

※1 根切り工事または基礎杭打ち工事の着手

リフォーム

変更前 平成21年12月8日～
平成23年12月31日までに新築着手^{※2}したもの



変更後 平成21年12月8日～
平成23年7月31日までに新築着手^{※2}したもの

平成22年1月28日以降に工事が完了したものに限り。

ただし、窓や外壁等の断熱改修と一体的に行う住宅設備の設置工事は、工事着手^{※2}が平成23年1月1日以降の工事のみ対象です。

※2 ポイントの発行対象工事を含む工事全体の着手

ポイントになる対象工事をお考えの方は、お早目に申請の方御願ひ致します。

※ポイントの申請期限及び交換期限は変更ありません。

詳しくは、住宅エコポイント事務局ホームページ
<http://jutaku.eco-points.jp> をご覧ください。

「平成23年度木のいえ整備促進事業」募集開始

平成23年5月10日(火)より平成23年度「木のいえ整備促進事業」について、下記のとおり募集を開始することとしました。この事業では、長期優良住宅への取組を促進するため、一定の要件を満たす長期優良住宅について建設工事費の一部を助成するものです。

補助金交付申請受付期間

平成23年5月10日(火)から平成23年8月31日(水)まで(必着)

・受付は先着順とし、申請の状況により期限よりも前に受付を停止すること、追加募集することもあります。

※住宅の建設予定地が東北地方太平洋沖地震の大規模被災県内にて
(青森・岩手・宮城・福島・茨城・栃木・千葉県)
期間内に申請できず合理的な理由がある場合は平成24年1月20日(金)必着までとします。

申請者の資格

- ・年間の新築住宅供給戸数が50戸程度未満の住宅供給事業者
 - ・建築主と住宅の建設工事請負契約を締結(又は買主と売買契約を締結※)し、かつ当該住宅の建設工事を行う者
- ※建設業と宅地建物取引業を兼ねる者が、住宅の建設工事を行い、かつその販売を自ら行う場合についても本事業の対象事業者となります。

一般型

- ・所管行政庁による長期優良住宅建築等計画の認定をうけたものであること。
- ・補助事業の実績報告を行うまでに、一定の住宅履歴情報の適切な整備及び蓄積がなされていること。
- ・建設過程の公開により、関連事業者や消費者等への啓発を行うこと。

補助金の額	対象住宅1戸当たり100万円を上限	
各エコポイント併用 [補助金 ありの場合]	住宅(新築)エコポイント=×	青森県産材エコポイント=〇

対象となる住宅

申請受付期間内で補助を受けることのできる住宅の戸数は、一般型と地域資源活用型の対象住宅の合計戸数で、一つの事業者あたり5戸が上限となります。

※昨年(平成22年度木のいえ整備促進事業第2回募集分)にて補助対象となる住宅の戸数を登録されている事業者は、今回の募集と合わせた5戸が上限となります。

地域資源活用型

- ・上記、一般型の要件に加えて、各都道府県の認証制度により産地証明がなされている木材・木材製品を使用すること。(柱・梁・桁・土台の過半数(50%以上))

補助金の額	対象住宅1戸当たり120万円を上限	
各エコポイント併用 [補助金 ありの場合]	住宅(新築)エコポイント=×	青森県産材エコポイント=×

詳しくは、当社お問い合わせまたは、下記ホームページをご覧ください。

(平成23年度木のいえ整備促進事業実施支援室)

<http://www.cyj-shien23.jp>